



平成27年4月24日

各 位

会 社 名 信 金 中 央 金 庫
代 表 者 名 理 事 長 田 邊 光 雄
(コード番号 8421 東証 優先出資証券)
問 合 せ 先 理 事 総 合 企 画 部 長 工 藤 淳
(TEL. 03-5202-7624)

定款の一部変更に関するお知らせ

本中金は、本日開催の理事会において、「定款の一部変更の件」を平成27年6月19日開催予定の第75回通常総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 員外監事の法定要件の追加

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第91号)の施行に伴う信用金庫法の改正により、員外監事の法定要件として「当該金庫の理事又は支配人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等以内の親族以外の者であること」が追加されたため、所要の規定の変更を行う。

(2) 特定普通出資に係る残余財産の分配に関する規定の変更

優先出資者の残余財産分配額を希薄化させることなく、特定普通出資による増資を可能とするため、特定普通出資に係る残余財産分配額を出資1口の金額までとする規定の変更を行う。

(3) その他の規定の整理

信用金庫法施行規則の改正に伴い、字句の修正を行う。

2. 定款変更の内容

別紙のとおり

3. 変更日

上記の定款変更は、いずれも行政当局の認可を受けた日に行うものとする。

以 上

本件に関するお問合せ先

信金中央金庫 IR広報室
TEL. 03-5202-7700

定款変更案

現 行	変更後
<p>(役員の数および選任)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>監事のうち1人以上は、会員たる信用金庫の役員または職員以外の者であつて、その就任の前5年間本金庫の理事もしくは職員または本金庫の子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、執行役もしくは使用人でなかつたものでなければならない。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(剰余金の処分)</p> <p>第46条 剰余金は、利益準備金、特別積立金、配当金および<u>次期繰越金</u>としてこれを処分する。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第51条 本金庫の解散のときの残余財産の分配は、次の各号に掲げる順序に従つて行なう。</p> <p>(1) A種優先出資者およびB種優先出資者に対して、優先出資の額面金額と経過優先配当金相当額(残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に優先配当の額を乗じ</p>	<p>(役員の数および選任)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>監事のうち1人以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</u></p> <p>(1) <u>会員たる信用金庫の役員または職員以外の者であること。</u></p> <p>(2) <u>その就任の前5年間本金庫の理事もしくは職員または本金庫の子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)もしくは執行役もしくは使用人でなかつたこと。</u></p> <p>(3) <u>本金庫の理事または支配人その他の重要な使用人の配偶者または二親等以内の親族以外の者であること。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(剰余金の処分)</p> <p>第46条 剰余金は、利益準備金、特別積立金、配当金および<u>繰越金</u>としてこれを処分する。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第51条 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p>

現 行	変更後
<p>た金額を 365 で除して得られる額(その額に円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。))を合計した額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をそれぞれその口数に応じて分配する。</p> <p>(2) 会員に対して、普通出資 1 口の金額に払込済普通出資の総口数を乗じて得た額をそれぞれその口数に応じて分配する。</p> <p>(3) 前各号の分配を行なった後、なお残余があるときは、A種優先出資者、B種優先出資者および会員に対して、それぞれ<u>その口数</u>に応じて分配する。ただし、B種優先出資者に対して分配する残余財産の額の合計は、当該B種優先出資者が保有するB種優先出資の払込金相当額を合計した額にそれぞれその口数を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(2) (同左)</p> <p>(3) 前各号の分配を行なった後、なお残余があるときは、A種優先出資者、B種優先出資者および会員に対して、それぞれ<u>その口数(特定普通出資の口数を除く。)</u>に応じて分配する。ただし、B種優先出資者に対して分配する残余財産の額の合計は、当該B種優先出資者が保有するB種優先出資の払込金相当額を合計した額にそれぞれその口数を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>2・3 (略)</p>